

平成 29 年 3 月 3 日

工事事故が発生した工事に対する評定の手続き Q & A（参考）

平成 29 年 3 月 3 日改訂

目次

定義	4
Q1-1 工事区域とは？	4
Q1-2 工事作業場とは？	4
Q1-3 隣接区域とは？	4
Q1-4 現道工事の工事区域とは？	4
Q1-5 海上工事の「工事区域」とは？	4
Q1-6 輸送作業とは？	4
 工事関係者	4
Q2-1 工事関係者とは？	4
Q2-2 工事関係者の定義は何のために必要ですか？	5
使用者責任	5
(ア)他人を使用	5
(イ)事業の執行について	5
(ウ)第三者に加えた損害	5
(エ)直接間接に元請負人の指揮監督関係が及んでいる範囲に限る	5
まとめ	5
工事関係者の定義と使用者責任の比較	6
参考	6
Q2-3 工事関係者の具体例	6
Q2-4 警備会社の交通誘導員が負傷したら？	7
Q2-5 災害復旧の応援に来ていたボランティアが負傷したら？	7
Q2-6 トラックから資材を降ろしている途中に、資材会社の従業員が負傷したら？	7
Q2-7 生コン車の運転手が荷台から転落したら？	7
Q2-8 建設会社の代表取締役が負傷したときは？	7
 安全管理の不備の程度	8
Q3-1 安全管理の不備が軽微であったと判断できる場合とは？	8
Q3-2 安全管理に不備がある場合とは？	8
Q3-3 安全靴を履かないで作業しているときに、物を足に落として受傷したら？	9
労働安全衛生規則 第 558 条	9
Q3-4 死亡事故の場合、安全管理の不備が軽微であったときでも減輕されないのは、なぜですか？	9
 工事区域内での事故	9
Q4-1 ガードレール等の重要でない道路施設を損傷したときは？	9
Q4-2 橋げた等の重要な道路施設を損傷したときは？	9

Q4-3 海面に大量の油漏れを起こしたときは？	9
工事区域外での事故	9
Q5-1 輸送作業中に公道で交通事故を起こしたら？	9
Q5-2 作業員が輸送作業以外（通勤途中又は現場への移動等）の交通事故で負傷したときは？	10
Q5-3 作業員が輸送作業以外の交通事故で第三者を負傷させ又は物損を与えたときは？	10
Q5-4 残土流用の「流用先の現場」で負傷したときは、どうなりますか？	10
制度面	10
Q6-1 工事完成後、元請会社に対して指名停止等があったときは、どうしますか？	10
Q6-2 下請会社に対して指名停止等があったが、元請会社には何もなかったときは？	11
改訂履歴	11
平成 29 年 1 月 27 日改訂事項	11
平成 29 年 2 月 9 日改訂事項	11
平成 29 年 3 月 3 日改訂事項	11

定義

Q1-1 工事区域とは？

- ・工事作業場内及びその隣接区域です。

Q1-2 工事作業場とは？

- ・工事を施工するに当たって作業し、材料を積み下ろし、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動等により周囲から明確に区分して使用する区域です。

Q1-3 隣接区域とは？

- ・適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域です。

Q1-4 現道工事の工事区域とは？

- ・原則としてBPからEPまでです。ただし交通信号機を設置して片側交互通行をしているときは、交通信号機の設置位置まで含みます。

Q1-5 海上工事の「工事区域」とは？

- ・施工計画書に記載された作業区域です。

Q1-6 輸送作業とは？

- ・共通仕様書の「安全管理」の規定に基づき、施工計画書に記載された、請負者が行う輸送の作業です。

工事関係者

Q2-1 工事関係者とは？

- ・今までの評定要領における定義は、次のとおりでした。

「工事関係者とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。」

しかし、最高裁は、契約上の名称を問わず、元請会社の指揮監督関係が及んでいる場合は、元請会社の使用者責任を認めています。

(1) 元請会社の指揮監督関係が及んでいる場合の、孫請会社の作業員（昭和37年12月14日判決および昭和45年2月12日判決）

(2) 元請会社の指揮監督関係が及んでいる場合の、協力会社から派遣されたトラック運転手（昭和41年7月21日判決）。

そのため、平成29年1月の改定では、「工事関係者とは、受注者の現場従事職員のほか、受注者の指揮監督の下で当該工事の作業に従事する者をいう。」と整理しました。

Q2-2 工事関係者の定義は何のために必要ですか？

工事関係者の定義は、受注者の次の責任の有無を見極めるときに、必要になります。

- ①工事関係者が第三者に損害を与えた場合の、受注者の使用者責任（民法第715条）
- ②工事関係者が負傷した場合の、受注者の安全配慮責任

使用者責任

民法第715条は、ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う、と定めています。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない、としています。

通説・判例によって確立された責任の要件は次のとおりです。

(ア) 他人を使用

有償・無償を問いません。契約の有無も問いません。例えば兄が弟を指揮監督して、その自動車により自己を自宅に送り届けさせるという仕事に従事させていたという事件では、兄と弟との間に民法七一五条一項にいう使用者・被用者の関係が成立していたと認定された例があります（最判昭和56年11月27日）。

(イ) 事業の執行について

事業の範囲は広く認定されます。一時、非営利であっても認定されます。

(ウ) 第三者に加えた損害

使用者及び加害行為を行った被用者以外の者であれば、第三者に該当します。

例えば、作業員2人が共同して作業中に、一方の過失によって他方が負傷した場合は、負傷した作業員は「第三者」にあたるので、会社は使用者責任を負います（最判昭和32年4月30日）。

(エ) 直接間接に元請負人の指揮監督関係が及んでいる範囲に限る

次の最高裁判決（昭和37年12月14日）によって示された要件です。

「元請負人が下請負人に対し、工事上の指図をしもしくはその監督のもとに工事を施行させ、その関係が使用者と被用者との関係またはこれと同視しうる場合において、下請負人がさらに第三者を使用しているとき、その第三者が他人に加えた損害につき元請負人が民法七一五条の責任を負うべき範囲については、下請工事の附隨的行為またはその延長もしくは外形上下請負人の事業の範囲内に含まれるとされるすべての行為につき元請負人が右責任を負うものと解すべきではなく、右第三者に直接間接に元請負人の指揮監督関係が及んでいる場合になされた右第三者的行為のみが元請負人の事業の執行についてなされたものというべきであり、その限度で元請負人は右第三者の不法行為につき責に任ずる。」

まとめ

民法上、受注者は、工事に従事していた者（有償・無償、契約の有無を問わず）が、部外者に対して損害を及ぼした場合は当然のこと、工事に従事していた者が損害を受けた場合にも責任を負います。ただし、直接間接に元請負人の指揮監督関係が及んでいる場合になされた行為が限度です。

今回の工事成績評定の改定においては、工事事故があった場合に、受注者が使用者責任を負う場合は減点を行い、負わないときは減点しないという明確な基準を設けました。

工事関係者の定義も、被用者のうち受注者の指揮監督の下にある者に限定しました。

そして、受注者が事業の監督について相当の注意をし、相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは減点をしない又は減軽する規定を「工事事故に関する評定基準」に設けています(第6条第2項、第8条第2項)。

工事関係者の定義と使用者責任の比較

H22～28年までの定義	当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員	当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者	委託？	警備？	一人親方？	対象外	対象外
H29年1月改定の定義	受注者の現場従事職員	受注者の指揮監督の下で当該工事の作業に従事する者		現場の管理者は普段から安全対策をとっていたが、事故の発生を予見できなかつた又は回避することができなかつた場合		指揮監督の範囲外	
民法の使用者責任(715条)	ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。		事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったとき		指揮監督の範囲外		

参考

労働安全衛生法は、事業者(事業を行う者で、労働者を使用するもの)の責務を定めています。ただし同法は賃金が支払われる労働者と下請けの事業者を対象としていることから、それ以外の者(親族)が負傷した場合の責任は不明確です。

最高裁は、安全配慮義務という概念をもって、使用者責任を広く認め、作業員を救済しています。(車両の整備を行っていた自衛隊員が、同僚隊員の過失で車両の下敷きになって死亡した事件では、国の使用者としての責任を認めました。昭和50年2月25日判決)

Q2-3 工事関係者の具体例

工事関係者とは、受注者の現場従事職員のほか、受注者の指揮監督の下で当該工事の作業に従事する者をいいます。

受注者のほか	
下請人(全次)	<input type="radio"/> ○:該当
受託会社	<input type="radio"/> ×:非該当
警備会社	<input type="radio"/> ○
森林組合等	<input type="radio"/> ○
一人親方	<input type="radio"/> ○
個人	<input type="radio"/> ○
上記の履行補助者	<input type="radio"/> ○

○:該当

×:非該当

指揮監督の下	
受注者から指図を受ける立場にある者	<input type="radio"/> ○
受注者以外から受注者の指図を受ける立場にある者	<input type="radio"/> ○
資材、物品等を現場内へ配達するだけの者	<input type="radio"/> ×
同一現場内の他の工事の関係者	<input type="radio"/> ×

かつ

当該工事の作業	
主たる工事の作業	<input type="radio"/> ○
測量、伐木、設営等の従たる作業	<input type="radio"/> ○
資材、生コン等の荷卸し作業	<input type="radio"/> ○
警備作業	<input type="radio"/> ○
受注者の指図に従わない作業	<input type="radio"/> ×
私的な作業	<input type="radio"/> ×
現場事務所のまかない等	<input type="radio"/> ×

Q2-4 警備会社の交通誘導員が負傷したら？

- ・元請会社の指揮監督関係が及んでいるので、工事関係者事故に該当します。

(実際に、平成28年6月2日、現場内の交通誘導員が、後進してきたバックホウのキャタピラーに接触して負傷した事例がありました。警備会社との契約上の名称が、委託であれ、請負であれ、交通誘導員も、現場の管理者が安全に配慮すべき工事関係者であることに違いはありません)

Q2-5 災害復旧の応援に来ていたボランティアが負傷したら？

- ・無償でも、元請会社の指揮監督関係が及んでいるときは、工事関係者事故に該当します。

Q2-6 トラックから資材を降ろしている途中に、資材会社の従業員が負傷したら？

- ・現場の管理者が当該従業員を指揮監督していた場合は、工事関係者事故に該当します。

Q2-7 生コン車の運転手が荷台から転落したら？

- ・現場の管理者が運転手を指揮監督していたわけではなく、運転手が単に足を滑らせて落ちたのであれば、工事関係者事故とはなりません。
- ・運転手が他の建設機械等に接触されて転落したのであれば、工事関係者事故です。

Q2-8 建設会社の代表取締役が負傷したときは？

- ・工事を受注した法人(会社)が使用者です。だから、代表取締役が現場の指揮をとっていたとしても、自然人である本人が負傷したときは、工事関係者事故に該当します。

安全管理の不備の程度

Q3-1 安全管理の不備が軽微であったと判断できる場合とは？

使用者責任が免除される民法第715条の但書が根拠となります。

「ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない」

これを工事現場のケースに置き換えると、

・原則として、現場の管理者は普段から安全対策をとっていたが、事故の発生を予見できなかった又は回避することができなかった場合となります。

(1)ヒューマンエラー

例：側溝に蓋板を設置する作業中、手が滑って蓋板を自分の足に落とした。→ 例外はQ3-3

例：手や指を挟んだ。つまづいて転倒した。重機等から降りるときに腰、足首等を痛めた。

(2)作業員が監督員の指示に従わず、独自の方法（横着）で作業した場合

例：近道をしようとして、バックホウで土手を斜めに登ったところ、横転して下敷きになった。

(3)作業員が本来の使用方法でない方法で機械器具を使用した場合

例：草払機で、木材を切断しようとしたところ、刃が欠けて飛散し負傷した。

(4)自然現象が直接の原因である場合

例：突風で作業員が転倒したり、飛来物が作業員に衝突して負傷した。

(5)ケーブルや管に対する対応に不備がなかつた場合

例：事前調査でも存在がわからなかつたケーブルや管を切断した。

例：管理者（九電、NTT、ガス会社等）に事前に連絡して、その立会いの下に作業していたが、切断してしまつた。

Q3-2 安全管理に不備がある場合とは？

前の定義の裏返しになります。

・原則として、現場の管理者は普段から安全対策をとっていなかつた、事故の発生を予見できた又は回避することができた場合

(1)設計図書等で指定された安全措置を適切に実施していなかつた。

例：指定仮設が設計図書と異なつて施工されており、これが原因で作業員が負傷した。

(2)労働安全衛生規則の強制規定（努力規定は除く）に違反して事故が発生した。

例：足場が必要な高さであるにもかかわらず、これを設置しないで作業させ、作業員が墜落した。

例：労働安全衛生規則を超える法面勾配で掘削作業を行わせ、作業員が生き埋めになつた。

例：ライフベスト、安全帯、防塵マスクなどの必要な装備を作業員に支給していなかつた。

例：給気・換気対策をしていなかつたので、酸欠で倒れた。

例：重量物を扱う作業員に安全靴を履かせていなかつたので、落下物で負傷した。

(3)事故の発生を普通に予見できたのに、見過ごした。

例：過積載のダンプが横転して、運転手が負傷した。

例：崩落しやすい岩質であるにもかかわらず、その下で作業させ、転石が作業員を直撃した。

(4) 事故の発生を回避する現実的な方法があったのに、それを実施していなかった。

例：立入禁止のバー やロープを設置していなかったので、人が迷い込んで負傷した。

例：マンホールに人や車両が接近しないための物理的な対策をとっていなかったので、墜落した。

例：舗装工事後、路面の砂や碎石を掃いていなかったので、二輪車がスリップして転倒した。

(5) ケーブルや管に対する対応に不備があつた場合

例：事前調査で存在がわかっていたケーブルや管を切断した。

例：管理者（九電、NTT、ガス会社等）に事前に連絡していなかった。

Q3-3 安全靴を履かないで作業しているときに、物を足に落として受傷したら？

吊荷や作業員が手に持つ物は、常に落下する危険性をもっています。

これらが万一落下した場合でも作業員が受傷しないための安全対策が「安全靴」です。

作業員に安全靴を履かせていれば、少なくとも重傷は回避することができます。

事故の直接の原因がヒューマンエラーであつても、現場の管理者が、重量物を扱う作業員に安全靴を履かせていなかった場合は、安全管理に不備があつたといえます。

労働安全衛生規則 第558条

事業者は、作業中の労働者に、通路等の構造又は当該作業の状態に応じて、安全靴その他の適当な履物を定め、当該履物を使用させなければならない。

2 前項の労働者は、同項の規定により定められた履物の使用を命じられたときは、当該履物を使用しなければならない。

Q3-4 死亡事故の場合、安全管理の不備が軽微であったときでも減輕されないのは、なぜですか？

・当事者が死亡しているので、安全管理の不備が軽微であったかどうか、確認する方法がありません。また遺族の感情も考慮して、減輕はありません。

工事区域内での事故

Q4-1 ガードレール等の重要でない道路施設を損傷したときは？

・道路管理者が、受注者に原形復旧を指示して、部品の取替、修繕等で済んだときは、減点はありません。（現物弁償なので賠償額は零）

Q4-2 橋げた等の重要な道路施設を損傷したときは？

・道路管理者が自ら復旧をして、それにかかった経費を受注者に損害賠償請求した場合は、物損公衆損害事故に該当します。

Q4-3 海面に大量の油漏れを起こしたときは？

・海上保安部又は港湾管理者が、オイル回収にかかった経費を受注者に損害賠償請求した場合は、物損公衆損害事故に該当します。

工事区域外での事故

Q5-1 輸送作業中に公道で交通事故を起こしたら？

- 相手方のある交通事故は、現場の管理者の監督が及ばない場所で発生し、相手方にも過失がある場合が多いことから、原則として工事事故としては扱いません。
- 第三者に物損を与えた場合でも同じです。
- 逆に、相手方のない交通事故(単独事故)で工事関係者が負傷した場合は、工事事故として扱います。

例:異常なノルマ(過積載、輸送速度)など輸送計画自体に原因があつて事故を誘発した場合は工事関係者事故となる可能性があります。

例:運転手に必要な休息を与えないで従事させるなど労務管理に原因があつて居眠り運転を誘発した場合は工事関係者事故となる可能性があります。

Q5-2 作業員が輸送作業以外(通勤途中又は現場への移動等)の交通事故で負傷したときは?

- 工事関係者事故には該当しません。(労災ではあるが)

Q5-3 作業員が輸送作業以外の交通事故で第三者を負傷させ又は物損を与えたときは?

- 工事関係者事故には該当しません。(交通事故として本人は処分されるが)

Q5-4 残土流用の「流用先の現場」で負傷したときは、どうなりますか?

A工区の残土をB工区に流用するために、B工区の仮置場で作業している場合に

- B工区の監督の指図があるときに負傷したときは、B工区を減点します。
(なぜなら、負傷した作業員はB工区の工事関係者に該当するから)
- B工区の監督の指図がないときは、A工区の輸送作業中なので、A工区を減点します。

制度面

Q6-1 工事完成後、元請会社に対して指名停止等があったときは、どうしますか?

- 「工事事故に関する評定基準」(減点のフローチャート)は、口頭注意以上の処分が行われなかった場合に、適用されます。
つまり口頭注意以上の処分(口頭注意、文書注意、指名停止)による減点が優先します。
そのため、工事完成の時に口頭注意以上の処分がなかったときは、「工事事故に関する評定基準」(減点のフローチャート)によって減点をしますが、
その後に、工事事故に関して、元請会社に口頭注意以上の処分があったときは、考査項目別運用表に従って、-5~-20点に修正します。

考査項目別運用表

法令遵守等の該当項目一覧表	
措置内容	減点
1. 指名停止3ヶ月以上	-20点
2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
5. 文書注意	-8点
6. 口頭注意	-5点
7. 工事関係者事故又は公衆損害事故が発生したが、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	別紙「工事事故に関する評定基準」に定める
8. その他	

Q6-2 下請会社に対して指名停止等があったが、元請会社には何もなかったときは？

- ・元請会社に対して、口頭注意以上の処分が行われなかつた場合は、「工事事故に関する評定基準」(減点のフローチャート)が生きます。

改訂履歴

平成 29 年 1 月 27 日改訂事項

Q3-1の(1)にヒューマンエラーの例を追加

Q3-2の(2)に安全靴の例を追加

Q3-3を新設

細かい字句の修正

平成 29 年 2 月 9 日改訂事項

Q3-4, Q5-4を追加

平成 29 年 3 月 3 日改訂事項

Q6-1, Q6-2を追加